

「奥田元宋・小由女美術館」開館記念講演会

建築家 柳澤 孝彦 氏が語る!

7月14日、「奥田元宋・小由女美術館」の設計者である柳澤孝彦氏による開館記念講演会（主催／奥田元宋・小由女美術館、共催／広島県建築士会 県北支部）が、同美術館の企画展示室で開催されました。

「日本で一番、月が美しく見える美術館」の設計者柳澤氏の講演は「地勢と建築との融合」「建築100、ラウンドスケープ100 合せて200」「大地の土や水や木が風土を創る」「引力の申し子の自然石を建築の中に取り込むことで建物を落ち着かせる」「石の表情を図面化することはできないが、石工の技術によりデザインできる」等々、300名を超える聴講者の心に残るものでした。

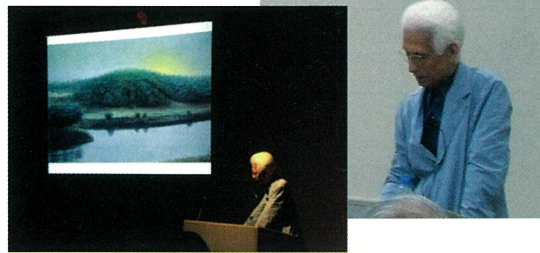
広島県建築士会の会員は約190名が参加。岡山や島根など他県の建築士会員や、学生・美術館ボランティアスタッフら一般聴講者も熱心に聞き入っていました。「自然との調和を大切にされる建築家」「お茶室の柱や壁の墨色仕上げの意図が理解できた」「石のオブジェの意味が分かった」「宇宙の神秘を建築に生かす柳澤先生は哲学者」「講演を聴いて良かった。ボランティアガイドに生かしたい」といった感想が多く聞かれました。

柳澤氏は「良質な建物を創るには、作家と建築主、施工者、設計者との『出会い』が大事。皆で心情を熱くして共働作業を一」と話され、美術館設計への熱い思いを肌で感じる事ができた記念講演会でした。

お知らせ 講習会のご案内

- *戸建住宅をめぐる建築訴訟の現状と対策…(特別認定研修・CPD単位:6)
10月7日(土):広島県情報プラザ
- *被災建築物応急危険度判定士講習会……(特別認定研修・CPD単位:6)
10月14日(土):広島県情報プラザ
10月24日(火):福山土木建築会館

詳細は、来月の会報誌に同封します。



2006 Information Calendar
8月・9月の行事予定

8 August

- 5 土・会員意見交換会(福山支部)
- 8 火・常任幹事会(福山支部)
- 9 水・青年部会定例会(尾道支部)
- 19 土・一級建築士製図対策講座(福山支部青年部会)
- 20 日・一級建築士製図対策講座(福山支部青年部会)
- 25 金・女性部会定例会(福山支部)
- 26 土・日本福祉のまちづくり学会・全国大会(～28日・呉市)
・事務局職員会議

9 September

- 3 日・共同ガス展示会(福山支部女性部会)
- 7 木・建築士会中四国ブロック会議(高松市)
- 9 土・YKK・TOTO・大建コラボ・奥田元宋小由女美術館見学(福山支部)
- 10 日・まちづくり学習会(三原支部主幹)
・「チャレンジ・住まい再考」(広島支部・けんちくクラブ)
- 13 水・青年部会定例会(尾道支部)
- 16 土・支部対抗ソフトボール大会(福山支部主幹)
- 23 土・一級建築士製図対策講座(福山支部青年部会)
- 24 日・二級建築士試験・製図(県立広工高)
・一級建築士製図対策講座(福山支部青年部会)

あなたの作品で表紙を飾ってみませんか?

随時、表紙用の写真を募集しています。写真(プリント、ネガ、データ)2～3点を設計概要、設計趣旨(400字程度)と一緒に送ってください。会員の皆様からの応募をお待ちしています。

社団法人 広島県建築士会

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47
広島県情報プラザ5F
TEL (082) 244-6830(代)
FAX (082) 244-3840
mail: info@k-hiroshima.or.jp
URL: http://www.k-hiroshima.or.jp/

MONTHLY 建築士

K HIROSHIMA



「松山の古建築」見学会に参加して

三原市歴史的建造物調査研究会・三原支部

三原支部編集委員 岡本 満也

当研究会も14回目を迎え、今回は四国・松山市での見学となりました。7月16日午前8時に三原を出発。松山城跡・天守・櫓（重要文化財）、太山寺（国宝）、石手寺仁王門（国宝）、道後温泉本館（重要文化財）を巡るコースで、広島大学の三浦教授のご参加をいただきました。教授の作成された資料を片手に解説を聞き、松山の古い歴史に触れることができました。

特に印象的だったものを挙げてみます。

＊松山城乾櫓は鈍角L字形の平面形状で、屋根は入母屋



松山城乾櫓

造、本瓦葺き。内部構造は木割りが大きく、壁は太鼓壁としてその中には瓦礫が詰めてあります。天井は張られず化粧屋根裏とするなど、武装建築の豪放で素朴な手法が見られました。

＊太山寺本堂においては、和様を基本にしながら虹梁とその挿肘木には大仏様の手法が併用されるなど、折衷様としての表現力にも優れています。このごろになって初めて現れた「六枝掛け」という、斗栱と垂木の割付から柱間隔が決められていく技法も明らかに認められました。

道後温泉本館の見学を終えるころには、浴衣姿で歩く観光客も見られ、それを横目に松山を後にしました。私は学生のころ、法隆寺金堂の軒の線やそれを造りだす組物を美しいと感じ、古建築に興味を持つようになりました。これからもこの研究会を通してたくさんの古建築を自分の目で見て勉強していきたいと思います。見学会をお世話してくださる皆様、松山城跡で解説いただいた松山市職員の森様には感謝申し上げます。

開催日：平成18年9月10日（日）

会 場：広島市まちづくり市民交流プラザ南棟

詳細は、建築士会広島支部のHPをご覧ください。
スタッフ、参加者を募集中です。

を望むことができる。

この建物は印刷業を営む建築主の住宅と、事務所・工場からなる。全体は周辺環境を手がかりとして、前面に展開する川面と、遠くその先に広がる景観を日常に同化させようとした。縦横比が1:4という敷地からくる形態に通常ありがちな閉鎖感、建物中央に空けた光井戸を取り囲むようにそれぞれの平面領域を配し、相互に空間を連続させることで消し去っている。また前面道路に面した2階事務所や3階LDKは、そのまま正面に広がる風景を共有させ、同時にそれぞれの部屋や場所に設けた開口部からは、周辺に広がる山々の頂きや島々を常に見通すことができるように配慮することで、この場所性を最大限に生かしている。



広島支部 女性部会・青年部会けんちくクラブによる 中高年のためのくらしアップ講座のご案内

「チャレンジ・住まい再考」

表紙写真について

「阿賀南の家」

●工事名称／プリンティング共和・石川邸新築工事

●所 在 地／呉市阿賀南1丁目6ー6

●着 工／平成17年6月16日

●竣 工／平成18年2月20日

●敷地面積／188.80㎡

●建築面積／113.10㎡

●延床面積／347.89㎡

●設計監理／岩本秀三設計事務所

●構造規模／鉄筋コンクリート造 地上3階建 PH 1階

●施 工／正田建設株式会社

●写真撮影／カルダンプロ 岡田

敷地は、呉市広町を南北に流れる黒瀬川（旧広大川）西岸沿いの道路に面し、東西に明確な方向性を持つ。また、遠く北方に連なる野呂山の峰、南方には河口とその先に点在する島々

建築士制度の見直し について

会 長 錦織 亮雄

ご承知の通り、姉妹問題に端を発して、建築生産全体の仕組みの問題点が指摘され、その改革に向けて「国土交通省 社会基本整備審議会建築分科会 基本制度部会」において審議が続けられております。すでに罰則強化や確認システムの厳格化等に関する法改正が行われましたが（次ページ記事参照）、引き続き建築士制度の抜本の見直しを中心とした制度改革が必要とされ、その論議が続いております。

制度改革の論議は4月以降、各団体等のヒアリングを行いながら、5月31日に「論点の整理」、6月26日に「素案」、7月20日に「報告書取りまとめ（案）」が提示され、7月31日に「基本制度部会報告書（案）」としてまとめられます。そして、8月のパブリックコメントを経て8月31日に大臣に答申され、9月国会に法改正案が上程される、という目が回るほど急ピッチな改革です。

これまで示されている方向はおおむね次のようなものです。

○ これまでの建築士に加えて、建築士の指示の下で計算や設計図書の作成を行う構造専門資格者と設備専門資格者を創設する

○ 上記の専門資格者を統括し指示する能力を有する新たな一級建築士を、既存の一級建築士について、講習・修了考査等による能力確認の上、免許を付与する

○ 建築士の資格付与のための実務経験を、建築士事務所での業務補助に加えて実務修習機関における修習も必要とする

○ 建築士の講習を義務化し、処分歴や講習受講歴を含む建築士名簿を開示する。また、顔写真入り免許証を発行し、それを依頼者へ提示させることとする

○ 管理建築士の実務経験や能力向上などを建築士事務所の開設要件に付与することや、一括再委託や建築士事務所以外への再委託の禁止、建築主への説明と書面確認の義務付けなど、建築士事務所の業務適正化へ対応する

○ 工事監理業務に関する事前説明と書面確認、業務報告の充実、施工者から独立した工事監理など、工事監理の適正化へ対応する

○ 報酬基準の調査と、意匠・計画・構造・設備の分野別報酬の明示など、報酬基準を見直しする

○ 建築士、及び建築士事務所について指定団体を位置付け、団体による研修、登録、名簿閲覧、苦情相談などを行い、団体加入率を向上し、自律的な監督体制を強化する

建築士会は審議会に並行して、平成12年1月6日付「わが国の建築士制度改善に向けての提言」、平成18年5月8日付「わが国の建築士制度改善に向けての提言（第二次）」を提示し、審議会での論議の中心的役割を果たしてきました。現在までに示されている制度改革の方向は、おおむね建築士会の提言に沿った内容ですが、2つの大きな問題を含んでおります。すなわち、

● 構造や設備の専門家資格のみでなく、既存の建築士の枠組みを再編して新しい建築士を新たに創出しようとしていること

● 建築士の資格も業務も、専ら設計・工事監理に限定し、これまで建築士会が社会的現実を前提に考えてきた多様で包括的な建築士資格と、建築士のあり方について配慮されていないこと

これまで50年以上にわたって、日本の国づくり、建築づくりを支えてきた実態と実績を考慮しない短絡的改革は、既存の建築士制度の枠組みを混乱させる恐れがあります。この問題について建築士会では、7月11日、7月26日に、建築士会としての要望書を北側国土交通大臣に提出し、時間の無い中で懸命に折衝しております。7月31日に出される「基本制度部会報告書（案）」がどのようにまとめられるか、現時点（7月23日）では不明ですが、既存の建築士の枠組みを尊重することと、設計・工事監理以外の分野で活躍する建築士への配慮については、これからの法制化の過程でも強く主張していき、日本の建築士、建築技術者全体の明快な制度改革を達成しなければならないと考えます。

建築基準法・建築士法等の改正について

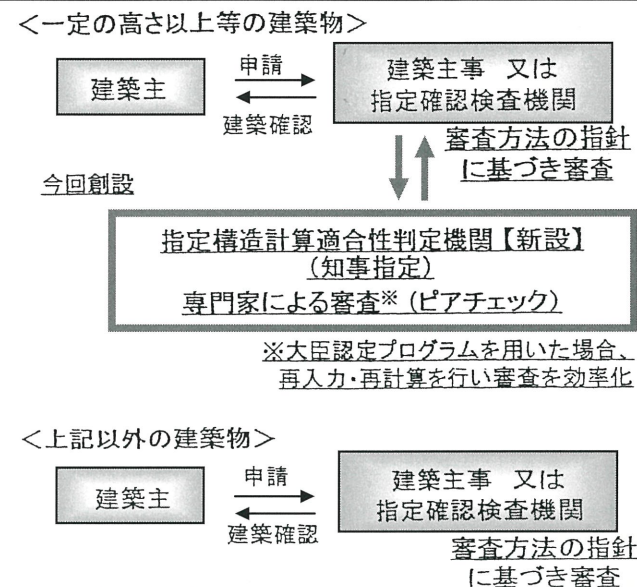
目的

耐震偽装事件の再発を防止し、法令遵守を徹底することにより、建築物の安全性に対する国民の信頼を回復

建築基準法・建築士法等の改正の概要

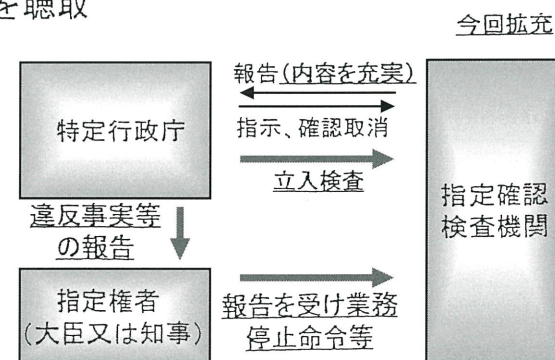
1. 建築確認・検査の厳格化

- ◆ 一定の高さ以上等の建築物※について指定機関による構造計算審査の義務付け
※木造：高さ13m超又は軒の高さ9m超
鉄筋コンクリート造：高さ20m超等 等
- ・指定機関は審査に要する費用を建築主事又は指定確認検査機関に請求
⇒確認手数料の引上げが必要
- ◆ 建築確認の審査方法及び中間検査、完了検査の検査方法の指針の策定及び公表
⇒指針に基づく厳格な審査、検査の実施
- ◆ 建築確認の審査期間の延長
21日→35日（最大70日まで延長可）
- ◆ 3階建て以上の共同住宅について中間検査を法律で義務付け



2. 指定確認検査機関の業務の適正化

- ◆ 指定要件の強化（損害賠償能力、公正中立要件、人員体制等）
- ◆ 指定取消し、建築基準適合判定資格者の登録取消し等の後、指定を受けられない期間の延長 2年間→5年間
- ◆ 指定に当たって業務区域内の特定行政庁の意見を聴取
- ◆ 特定行政庁による指導監督の強化
 - ・特定行政庁に立入検査権限を付与
 - ・指定確認検査機関に不正行為があった場合、特定行政庁からの報告に基づき、指定権者による業務停止命令等の実施
 - ・確認審査報告書等の作成及び当該報告書等の特定行政庁への提出を義務付け



3. 図書保存の義務付け等

- ◆ 特定行政庁に対して、図書の保存を義務付け
- ◆ 指定確認検査機関及び建築士事務所の図書保存期間の延長（省令事項）

4. 建築士等の業務の適正化及び罰則の強化

- ◆ 建築士等の業務の適正化
 - ・建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合におけるその旨の証明書交付を義務付け
 - ・建築士による名義貸し、違反行為の指示、信用失墜行為の禁止を法定し、これらの違反者に対する処分を強化
 - ・設計・工事監理の下請け契約締結時に書面の交付を義務付け
 - ・建築士事務所の開設者による名義貸しの禁止

◆ 建築士等に対する罰則の大幅な強化

違反内容	現行	改正
耐震基準など重大な実体違反（建築基準法）	罰金50万円	懲役3年/罰金300万円 （法人の場合罰金1億円）
建築確認の手續違反（建築基準法）	罰金50万円	懲役1年/罰金100万円
建築士・建築士事務所の名義貸し、建築士による構造安全性の虚偽証明（建築士法）	なし	懲役1年/罰金100万円
不動産取引の際に重要事項の不実告知等（宅建業法）	懲役1年/罰金50万円	懲役2年/罰金300万円 （法人の場合罰金1億円）

- ◆ 確認申請書等に担当した全ての建築士の氏名等の記載を義務付け（省令事項）
- ◆ 建築士の免許取消し後、免許を与えない期間の延長 2年間 → 5年間
（建築基準法違反により罰金刑を受けた者等については更なる延長可能）
- ◆ 建築士事務所の登録取消し後、登録を受け付けない期間の延長 2年間→5年間

5. 建築士、建築士事務所及び指定確認検査機関の情報開示

- ◆ 建築士及び建築士事務所に関する情報開示の徹底
 - ・国土交通大臣、都道府県知事からの処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所の名称等を公表
 - ・建築士事務所に所属するすべての建築士の氏名、業務実績等を毎年度知事に報告、都道府県知事によるこれらに係る書類の閲覧を義務付け
- ◆ 指定確認検査機関に関する情報開示の徹底
 - ・指定権者からの監督命令を受けた指定確認検査機関の名称等を公表
 - ・業務実績、財務状況、損害賠償能力に関する情報等に係る書類の閲覧を義務付け

6. 住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示

- ◆ 宅建業者に対し、契約締結前に保険加入の有無等について相手方に説明することを義務付け
- ◆ 宅建業者、一戸建て住宅等の工事請負業者に対し、契約締結時に加入している保険等の内容を記載した書面を買主に交付することを義務付け

*平成18年6月14日法案可決・成立、6月21日交付。

建築基準法・建築士法は公布後1年以内施行、
建設業法・宅地建物取引業法は公布後半年以内施行。